

北海道看護職員養成確保修学資金貸付金の概要

1 修学資金貸付制度の目的

この修学資金は、条例及び規則に基づき、看護職員養成施設に在学する者で、将来道内において看護職員の業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付けることを目的としています。

したがって、貸付を受けた者は、条例及び施行規則に定められた事項に従わなければなりません。

2 修学資金の区分、貸付対象者及び貸付金額

区 分	貸 付 対 象		貸付金月額	貸付金年額
一般修学資金	保 健 師	保健師養成校に在学している者で、将来道内において保健師業務に従事しようとするもの	36,000円	432,000円
	助 産 師	助産師養成校に在学している者で、将来道内において助産師業務に従事しようとするもの		
	看 護 師	看護師養成校に在学している者で将来道内において看護業務に従事しようとするもの ※看護師の大学院課程を除きます。		
	准看護師	准看護師養成校に在学している者で、将来道内において看護業務に従事しようとするもの		
+ 特別修学資金	助産師 看護師	一般修学資金の貸付を受けている者で、下記の医療機関において、助産師または看護師業務に従事しようとするもの	20,000円	240,000円
		北海道立江差病院、J A北海道厚生連倶知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院、町立中標津病院	30,000円	360,000円
			助産師・看護師課程 (看護師2年課程を除く)	
+ 指定修学資金	助産師 看護師	特別修学資金の貸付を受けている者で、下記の医療機関において、助産師または看護師業務に従事しようとするもの	10,000円	120,000円
		J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院及びJ A北海道厚生連遠軽厚生病院		

※休学又は原級留置（留年）している期間は貸付を中断します。

※特別修学資金は一般修学資金とのセット、指定修学資金は特別修学資金・一般修学資金とのセットでの貸付となります。

3 一般修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

貸付をした修学資金は、卒業後1年以内に免許を取得し、定められた施設に定められた期間従事した場合、返還を免除します。

なお、返還免除要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただきます。

【返還免除要件】

養成校を卒業した日から1年以内に、下記の道内の特定施設等において看護業務（保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう）に従事し、通算で貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業した場合

施設区分	免許区分	対 象 施 設
特定施設 (道内)	保健師	○ 人口5万人未満の市町村又は道立保健所 ※保健師としての業務に限る
	助産師	○ 道内の病院その他の施設 ※特定の場合を除き、助産師としての業務に限る
	看護師又は 准看護師	下記のいずれかの施設 ① 医療法の規定に基づき許可を受けた病床が400床未満の病院 ※札幌市・旭川市・函館市の病院は貸付金の免除対象外となります。 ② 医療法に規定する診療所 ③ 介護保険法に規定する訪問看護事業所または介護予防訪問看護事業所 ④ 介護保険法に規定する介護老人保健施設 ⑤ 介護保険法に規定する介護老人福祉施設 ⑥ 介護保険法に規定する介護医療院

5 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

【返還免除要件】

養成校を卒業した日から1年以内に免許を取得し、下記の特定病院において看護業務（助産師、看護師の業務をいう）に従事し、通算で貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業した場合

なお、返還免除要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただきます。

免許区分	特 定 病 院
助産師 看護師	北海道立江差病院、JA北海道厚生連倶知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、JA北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、JA北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院、町立中標津病院

7 指定修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

【返還免除要件】

養成校を卒業した日から1年以内に免許を取得し、下記の指定特定病院において看護業務（助産師、看護師の業務をいう。）に従事し、通算で貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業した場合

なお、返還免除要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただきます。

免許区分	指定特定病院
助産師 看護師	J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院及びJ A北海道厚生連遠軽厚生病院

8 各修学資金が返還となる場合と返還条件

主な事例	返還期間等
・卒業後1年以内に免許を取得できなかったとき（2回とも不合格だった場合や受験しなかった場合）	・卒業した年の翌年4月から返還を開始し、1年以内に全額を返還する。
・免許取得後、貸付金免除対象施設で就業しないとき（不採用等で勤務しない場合）	・卒業後1年間は求職期間としますが、就業しない場合、卒業した年の翌年から返還を開始し、1年以内に全額を返還する。
・免許取得後、貸付金免除対象施設以外で就業した場合	・入職した月の翌月から返還を開始し、1年以内に全額を返還する。
・免許取得後、貸付金免除対象施設で就業せず道外に転出したとき	・転出した月の翌月から返還を開始し、1年以内に全額を返還する。
・免許取得後、貸付金免除対象施設での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職し、その後、他の貸付金免除対象施設でも就業しないとき	・退職した月の翌月から返還を開始し、1年以内に全額を返還する。
・特定施設、特定病院、指定特定病院において就業した期間が、 <u>修学資金の貸付を受けた期間以上、返還免除対象期間未満</u> で退職したとき	貸付金の一部が返還免除となります。（下記の計算式を適用） 一部免除額 = 貸付金 × （（特定施設での就業月数） / （貸付月数） × 5 / 2） （注）貸付月数24か月未満は24か月とする 一部返還額 = 貸付金額 - 一部免除額

【備考】

就業する施設が、各修学資金の免除対象施設でない場合、免除対象でない修学資金のみ返還となります。

就業施設 貸付	就業施設			
	返還免除対象外	一般修学資金の返還免除対象	特別修学資金の返還免除対象	指定修学資金の返還免除対象
一般修学資金	全額返還	返還免除対象期間に達すれば免除		
特別修学資金	全額返還	特別修学資金のみ返還	返還免除対象期間に達すれば免除	
指定修学資金	全額返還	特別・指定修学資金の返還	指定修学資金のみ返還	返還免除対象期間に達すれば免除

※返還方法は3通りあります。

- ① 1年以内の毎月均等払、② 1年以内に半年毎2回払、③ 1年以内一括払い

■問い合わせ先
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係
TEL:011-231-4111(内線 25-364) FAX:011-232-4108